

全銀協 TIBOR 業務規程 新旧対照表

(下線部が改正箇所)

新	旧
<p>(IOSCO 金融指標に関する原則を踏まえた指標の運営) 第 2 条 運営機関は、証券監督者国際機構 (IOSCO) が公表した金融指標に関する原則の最終報告書 (2013 年 7 月 17 日公表。以下「IOSCO 原則」という。) を踏まえ、全銀協 T I B O R の透明性、公正性を向上させるために必要な措置を講じる。 2 運営機関は、全銀協 T I B O R の IOSCO 原則の遵守状況を年度毎に確認し、その概要を公表する。</p>	<p>(IOSCO 金融指標に関する原則を踏まえた指標の運営) 第 2 条 運営機関は、証券監督者国際機構 (IOSCO) が公表した金融指標に関する原則 (2013 年 7 月 17 日公表。以下「IOSCO 原則」という。) を踏まえ、全銀協 T I B O R の透明性、公正性を向上させるために必要な措置を講じる。 2 運営機関は、全銀協 T I B O R の IOSCO 原則の遵守状況を年度毎に確認し、その概要を公表する。</p>
<p>(定義) 第 4 条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるほか、本規程に別段の定めがある場合を除き、本規程にもとづき制定される諸規範・指針等に従うこととする。</p> <p>(1) 日本円 T I B O R リファレンス・バンクが、行動規範の定めるところにより、運営機関に対し呈示する 1 週間物、1 か月物、3 か月物、6 か月物および 12 か月物の 5 種類のレート (注 1) に対し、運営機関が各期間毎に最高 2 社の値および最低 2 社の値を除外し、単純平均して算出した 5 種類の平均レート (小数第 6 位を四捨五入した小数第 5 位までの数値) をいう。 なお、何らかの理由でリファレンス・バンクから一部のレートが呈示されない場合には、呈示があったレートにより、各期間毎に、上記方法により算出する。 (注 1) 午前 11 時時点の<u>評価対象市場</u> (本邦無担保コール市場) におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と看做したレート。365 日ベース、スポットスタート物、100 分の 1 % (1 ベーシスポイント) 刻み。</p> <p>(2) ユーロ円 T I B O R リファレンス・バンクが、行動規範の定めるところにより、運営機関に対し呈示する 1 週間物、1 か月物、3 か月物、6 か月物および 12 か月物の 5 種類のレート (注 2) に対し、運営機関が各期間毎に最高 2 社の値および最低 2 社の値を除外し、単純平均して算出した 5 種類の平均レート (小数第 6 位を四捨五入した小数第 5 位までの数値) をいう。 なお、何らかの理由でリファレンス・バンクから一部のレートが呈示されない場合には、呈示があったレートにより、各期間毎に上記方法により算出する。 (注 2) 午前 11 時時点の<u>評価対象市場</u> (本邦オフショア市場) におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と看做したレート。360 日ベース、スポットスタート物 (東京営業日基準)、100 分の 1 % (1 ベーシスポイント) 刻み。</p> <p>(3) プライム・バンク 上記 (1) および (2) における「プライム・バンク」とは、十分な自己資本と潤沢な流動資産を保有する等財務的に強固であり、本邦無担保コール市場 (ユーロ円 T I B O R の場合には「本邦オフショア市場」) の主要な参加行とする。</p> <p>(4) リファレンス・バンク 全銀協 T I B O R の算出、公表に当たり、日本円 T I B O R およびユーロ円 T I B O R のそれぞれについて、レートを運営機関に対して呈示する銀行等の金融機関として、運営機関が第 35 条に規定する手続きにより選定する銀行等の金融機関をいう。</p> <p>(5) 呈示レート 第 14 条の規定にもとづき、リファレンス・バンクが、日本円 T I B O R およびユーロ円 T I B O R のそれぞれについて運営機関に対し呈示するレートをいう。</p> <p>(6) 公表レート 第 14 条から第 17 条の規定にもとづき、日本円 T I B O R およびユーロ円 T I B O R それぞれについて、呈示レートを集計し、算出したレートであって、情報提供会社が公表するレートをいう。なお、この「公表レート」と上記 (5) の「呈示レート」を合わせて「公表レート等」という。</p> <p>(7) 事務代行会社 第 13 条および第 43 条にもとづき運営機関から全銀協 T I B O R の算出等の事務の委託を受けた会社をいう。</p> <p>(8) 情報提供会社 第 45 条にもとづき運営機関により選定され、事務代行会社から直接配信された公表レート等を当該会社</p>	<p>(定義) 第 4 条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるほか、本規程に別段の定めがある場合を除き、本規程にもとづき制定される諸規範・指針等に従うこととする。</p> <p>(1) 日本円 T I B O R リファレンス・バンクが、行動規範の定めるところにより、運営機関に対し呈示する 1 週間物、1 か月物、3 か月物、6 か月物および 12 か月物の 5 種類のレート (注 1) に対し、運営機関が各期間毎に最高 2 社の値および最低 2 社の値を除外し、単純平均して算出した 5 種類の平均レート (小数第 6 位を四捨五入した小数第 5 位までの数値) をいう。 なお、何らかの理由でリファレンス・バンクから一部のレートが呈示されない場合には、呈示があったレートにより、各期間毎に、上記方法により算出する。 (注 1) 午前 11 時時点の本邦無担保コール市場におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と看做したレート。365 日ベース、スポットスタート物、100 分の 1 % (1 ベーシスポイント) 刻み。</p> <p>(2) ユーロ円 T I B O R リファレンス・バンクが、行動規範の定めるところにより、運営機関に対し呈示する 1 週間物、1 か月物、3 か月物、6 か月物および 12 か月物の 5 種類のレート (注 2) に対し、運営機関が各期間毎に最高 2 社の値および最低 2 社の値を除外し、単純平均して算出した 5 種類の平均レート (小数第 6 位を四捨五入した小数第 5 位までの数値) をいう。 なお、何らかの理由でリファレンス・バンクから一部のレートが呈示されない場合には、呈示があったレートにより、各期間毎に上記方法により算出する。 (注 2) 午前 11 時時点の本邦オフショア市場におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に市場実勢と看做したレート。360 日ベース、スポットスタート物 (東京営業日基準)、100 分の 1 % (1 ベーシスポイント) 刻み。</p> <p>(3) プライム・バンク 上記 (1) および (2) における「プライム・バンク」とは、十分な自己資本と潤沢な流動資産を保有する等財務的に強固であり、本邦無担保コール市場 (ユーロ円 T I B O R の場合には「本邦オフショア市場」) の主要な参加行とする。</p> <p>(4) リファレンス・バンク 全銀協 T I B O R の算出、公表に当たり、日本円 T I B O R およびユーロ円 T I B O R のそれぞれについて、レートを運営機関に対して呈示する銀行等の金融機関として、運営機関が第 35 条に規定する手続きにより選定する銀行等の金融機関をいう。</p> <p>(5) 呈示レート 第 14 条の規定にもとづき、リファレンス・バンクが、日本円 T I B O R およびユーロ円 T I B O R のそれぞれについて運営機関に対し呈示するレートをいう。</p> <p>(6) 公表レート 第 14 条から第 17 条の規定にもとづき、日本円 T I B O R およびユーロ円 T I B O R それぞれについて、呈示レートを集計し、算出したレートであって、情報提供会社が公表するレートをいう。なお、この「公表レート」と上記 (5) の「呈示レート」を合わせて「公表レート等」という。</p> <p>(7) 事務代行会社 第 13 条および第 43 条にもとづき運営機関から全銀協 T I B O R の算出等の事務の委託を受けた会社をいう。</p> <p>(8) 情報提供会社 第 45 条にもとづき運営機関により選定され、事務代行会社から配信された公表レート等を当該会社の</p>

全銀協 TIBOR 業務規程 新旧対照表

新	旧
<p>のオンライン・サービス等において公表する会社をいう。</p> <p>(運営機関による公表レートの再鑑等)</p> <p>第 16 条 業務部は、前条により事務代行会社から提示を受けた公表レートを再鑑し、事務代行会社に対し公表許可を行う。</p> <p>なお、事務代行会社に対する公表許可は、業務部の管理職（第 47 条第 2 項にもとづき、バックアップ機関に対し、再鑑および公表許可を代行するように依頼した場合を除く）が行う。</p> <p>2 業務部は、前項における再鑑時に、呈示レートに誤りがあると疑われる場合には、当該レートを呈示したリファレンス・バンクに対し照会を行う。</p> <p>3 前項による照会の結果、呈示レートに誤りがあることが明らかになった場合には、業務部は、当該リファレンス・バンクに対し呈示レートの修正を指示し、当該リファレンス・バンクは、当日午後 0 時 35 分までに事務代行会社に対し修正を依頼する。</p> <p>4 業務部は、再鑑時等に判明した誤算出の発生状況等を記録し、定期的に運営委員会および監視委員会に報告する。</p> <p>5 業務部は、第 1 項から第 3 項までの対応を行うに当たって、リファレンス・バンクのフロント・オフィスから情報を入手する場合には、その正確性を特に考慮する。</p>	<p>のオンライン・サービス等において公表する会社をいう。</p> <p>(運営機関による呈示レートの再鑑)</p> <p>第 16 条 業務部は、前条により事務代行会社から提示を受けた公表レート等を確認（再鑑）し、事務代行会社に対し公表許可を行う。</p> <p>なお、事務代行会社に対する公表許可は、業務部の管理職（第 47 条第 2 項にもとづき、バックアップ機関に対し、再鑑および公表許可を代行するように依頼した場合を除く）が行う。</p> <p>2 業務部は、前項における再鑑時に、呈示レートに誤りがあると疑われる場合には、当該レートを呈示したリファレンス・バンクに対し照会を行う。</p> <p>3 前項による照会の結果、呈示レートに誤りがあることが明らかになった場合には、業務部は、当該リファレンス・バンクに対し呈示レートの修正を指示し、当該リファレンス・バンクは、当日午後 0 時 35 分までに事務代行会社に対し修正を依頼する。</p> <p>4 業務部は、再鑑時に判明した誤呈示の発生状況等を記録し、定期的に運営委員会および監視委員会に報告する。</p> <p>5 業務部は、第 1 項から第 3 項までの対応を行うに当たって、リファレンス・バンクのフロント・オフィスから情報を入手する場合には、その正確性を特に考慮する。</p>
<p>(リファレンス・バンクの最低数等)</p> <p>第 19 条 リファレンス・バンクのフロア数（最低数）は、8 社とする。</p> <p>2 関係諸施設の被災、停電等の非常事態（以下「非常事態」という。）の発生や、極度の市場ストレスの発生、リファレンス・バンクの急激な減少等により、レート呈示を行うリファレンス・バンクが前項に定めるフロア数を下回る場合の措置については、第 46 条に規定するコンティンジェンシー・プランにおいて定める。</p>	<p>(リファレンス・バンクの最低数等)</p> <p>第 19 条 リファレンス・バンクのフロア数（最低数）は、8 社とする。</p> <p>2 関係諸施設の被災、停電等の非常事態の発生や、極度の市場ストレスの発生、リファレンス・バンクの急激な減少等により、レート呈示を行うリファレンス・バンクが前項に定めるフロア数を下回る場合の措置については、第 46 条に規定するコンティンジェンシー・プランにおいて定める。</p>
<p>(全銀協 T I B O R の利用上の留意点についての利用者等への周知)</p> <p>第 27 条 運営機関は、次の各号に掲げる全銀協 T I B O R の利用上の留意点を公表し、利用者等への周知を行う。</p> <p>(1) 非常事態の発生、極度の市場ストレスの発生、リファレンス・バンクの減少等や、全銀協 T I B O R の算出に伴うオペレーショナル・リスク等に伴い、全銀協 T I B O R が通常通り算出・公表されない、または、公表後にレートの修正が生じる可能性があり、これにより、全銀協 T I B O R を参照する契約において、契約当事者間の全銀協 T I B O R のレートによって決定される債権債務関係に影響が生じる可能性や、金融商品の時価に影響が生じる可能性があること。</p> <p>また、上述した非常事態や、極度の市場のストレスの発生、リファレンス・バンクの減少等によって、運営機関の意図に反して全銀協 T I B O R の算出・公表が一時的に困難になる場合には、第 46 条に規定するコンティンジェンシー・プランにもとづき、同プランに規定する算出・公表方法により、全銀協 T I B O R が算出・公表され、その場合、前営業日の全銀協 T I B O R のレートが当日の全銀協 T I B O R のレートとして公表される可能性があること。</p> <p>(2) 本邦無担保コール市場または本邦オフショア市場の状況変化等を受け、指標としての公正性がより確保され、市場実態をより適切に表すものとするを目的に、将来的に、全銀協 T I B O R の定義や算出方法が見直される可能性や、これらの状況変化等により全銀協 T I B O R の公表が恒久的に停止される可能性があること。これにより、全銀協 T I B O R を参照する契約において、契約当事者間の全銀協 T I B O R のレートによって決定される債権債務関係に影響が生じる可能性や、金融商品の時価に変動が生じる可能性があること。</p> <p>(3) 運営機関は、一旦公表された全銀協 T I B O R の変更や、定義や算出方法の見直しにより生じる、または生じる可能性がある全銀協 T I B O R を参照する個々の契約への影響に対し、運営機関が責めを負うべき特段の事情が認められる場合を除き、一切責任を負わないこと。</p> <p>2 運営機関は、前項に規定する全銀協 T I B O R の利用上の留意点を踏まえ、公表後の全銀協 T I B O R が変更された場合の取扱いについての取決めや、全銀協 T I B O R の定義・算出方法の重要な変更および全銀協 T I B O R の公表が恒久的に停止された場合の代替措置等について、全銀協 T I B O R を参照する契約の当事者間において、契約中にフォールバック条項を採用する等の事前の措置を講じることを運営機関のホームページ上で推奨するものとする。</p>	<p>(全銀協 T I B O R の利用上の留意点についての利用者等への周知)</p> <p>第 27 条 運営機関は、次の各号に掲げる全銀協 T I B O R の利用上の留意点を公表し、利用者等への周知を行う。</p> <p>(1) 関係諸施設の被災、停電等の事態の発生、極度の市場ストレスの発生、リファレンス・バンクの減少等や、全銀協 T I B O R の算出に伴うオペレーショナル・リスク等に伴い、全銀協 T I B O R が通常通り算出・公表されない、または、公表後にレートの修正が生じる可能性があり、これにより、全銀協 T I B O R を参照する契約において、契約当事者間の全銀協 T I B O R のレートによって決定される債権債務関係に影響が生じる可能性や、金融商品の時価に影響が生じる可能性があること。</p> <p>また、上述した関係諸施設の被災、停電等の事態や、極度の市場のストレスの発生、リファレンス・バンクの減少等によって、運営機関の意図に反して全銀協 T I B O R の算出・公表が困難になる場合には、第 46 条に規定するコンティンジェンシー・プランにもとづき、同プランに規定する算出・公表方法により、全銀協 T I B O R が算出・公表され、その場合、前日の全銀協 T I B O R のレートが当日の全銀協 T I B O R のレートとして公表される可能性があること。</p> <p>(2) 本邦無担保コール市場または本邦オフショア市場の状況変化等を受け、指標としての公正性がより確保され、市場実態をより適切に表すものとするを目的に、将来的に、全銀協 T I B O R の定義や算出方法が見直される可能性や、これらの状況変化等により全銀協 T I B O R の公表が停止される可能性があること。これにより、全銀協 T I B O R を参照する契約において、契約当事者間の全銀協 T I B O R のレートによって決定される債権債務関係に影響が生じる可能性や、金融商品の時価に変動が生じる可能性があること。</p> <p>(3) 運営機関は、一旦公表された全銀協 T I B O R の変更や、定義や算出方法の見直しにより生じる、または生じる可能性がある全銀協 T I B O R を参照する個々の契約への影響に対し、運営機関が責めを負うべき特段の事情が認められる場合を除き、一切責任を負わないこと。</p> <p>2 運営機関は、前項に規定する全銀協 T I B O R の利用上の留意点を踏まえ、公表後の全銀協 T I B O R が変更された場合の取扱いについての取決めや、全銀協 T I B O R の公表が停止された場合の代替措置等について、全銀協 T I B O R を参照する契約の当事者間において、契約中にフォールバック条項を採用する等の事前の措置を講じることを運営機関のホームページ上で推奨するものとする。</p>

全銀協 TIBOR 業務規程 新旧対照表

新	旧
<p>(コンティンジェンシー・プランの策定)</p> <p>第 46 条 運営機関は、<u>非常事態</u>の発生や、極度の市場ストレスの発生、リファレンス・バンクの減少等によって、運営機関の意図に反して全銀協 T I B O R の算出・公表が<u>一時的に困難</u>になる場合に備え、事前の措置、および、そうした事態が発生した場合の措置について、「全銀協 T I B O R 公表に係るコンティンジェンシー・プラン」を定める。</p> <p>2 前項のコンティンジェンシー・プランには、被災時等において事務代行会社が委託事務を遂行できない場合等の対応も含めるものとする。</p>	<p>(コンティンジェンシー・プランの策定)</p> <p>第 46 条 運営機関は、<u>関係諸施設の被災、停電等の非常事態</u> (以下「非常事態」という。) の発生や、極度の市場ストレスの発生、リファレンス・バンクの減少等によって、運営機関の意図に反して全銀協 T I B O R の算出・公表が困難になる場合に備え、事前の措置、および、そうした事態が発生した場合の措置について、「全銀協 T I B O R 公表に係るコンティンジェンシー・プラン」を定める。</p> <p>2 前項のコンティンジェンシー・プランには、被災時等において事務代行会社が委託事務を遂行できない場合等の対応も含めるものとする。</p>
<p>(定期的な運営態勢の見直し)</p> <p>第 48 条 運営機関は、運営委員会において、次に掲げる事項および運営機関に対し外部から寄せられた意見等を踏まえ、全銀協 T I B O R の定義、および算出方法、その他指標の運営全般について、検証・検討を実施する。</p> <p>(1) 本邦無担保コール市場および本邦<u>オフショア</u>市場の状況ならびに当該市場においてリファレンス・バンクが占める取引割合の十分性</p> <p>(2) 本邦無担保コール市場および本邦<u>オフショア</u>市場以外の関連市場の状況</p> <p>(3) リファレンス・バンクの呈示レートの算出根拠の適切性</p> <p>2 運営機関は、前項の運営委員会における検証・検討の状況については、年 1 回以上、監視委員会に報告し、監視委員会は、その内容を確認するとともに、必要に応じ理事会へ改善策の提言を行う。なお、前項各号に掲げる事項については、理事会への改善策の提言の有無にかかわらず、理事会の決定で公表するものとする。</p> <p>3 理事会は、監視委員会から前項の提言を受けた場合、運営委員会、企画委員会に対して適切な措置を指示する等の必要な対応を行う。また、監視委員会は、提言に対する理事会のその後の対応状況について、その報告を受け、説明を求めることができる。</p> <p>4 運営機関は、第 1 項の検証・検討の結果、次条第 1 項各号に掲げる状態にあると判断した場合には、次条に定める手続きにより、全銀協 T I B O R の定義、算出方法等の変更を検討する。</p> <p>5 第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、利益相反の範囲やその管理方法の見直しについての検討は、第 21 条の規定に従う。</p>	<p>(定期的な運営態勢の見直し)</p> <p>第 48 条 運営機関は、運営委員会において、次に掲げる事項および運営機関に対し外部から寄せられた意見等を踏まえ、全銀協 T I B O R の定義、および算出方法、その他指標の運営全般について、検証・検討を実施する。</p> <p>(1) 本邦無担保コール市場および本邦<u>ユーロ円</u>市場の状況ならびに当該市場においてリファレンス・バンクが占める取引割合の十分性</p> <p>(2) 本邦無担保コール市場および本邦<u>ユーロ円</u>市場以外の関連市場の状況</p> <p>(3) リファレンス・バンクの呈示レートの算出根拠の適切性</p> <p>2 運営機関は、前項の運営委員会における検証・検討の状況については、年 1 回以上、監視委員会に報告し、監視委員会は、その内容を確認するとともに、必要に応じ理事会へ改善策の提言を行う。なお、前項各号に掲げる事項については、理事会への改善策の提言の有無にかかわらず、理事会の決定で公表するものとする。</p> <p>3 理事会は、監視委員会から前項の提言を受けた場合、運営委員会、企画委員会に対して適切な措置を指示する等の必要な対応を行う。また、監視委員会は、提言に対する理事会のその後の対応状況について、その報告を受け、説明を求めることができる。</p> <p>4 運営機関は、第 1 項の検証・検討の結果、次条第 1 項各号に掲げる状態にあると判断した場合には、次条に定める手続きにより、全銀協 T I B O R の定義、算出方法等の変更を検討する。</p> <p>5 第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、利益相反の範囲やその管理方法の見直しについての検討は、第 21 条の規定に従う。</p>
<p>(全銀協 T I B O R の定義、算出方法等の変更)</p> <p>第 49 条 運営機関は、次に掲げるいずれかまたは双方の状態が一定程度の期間にわたり継続するおそれがあり、かつ、<u>早期に改善する見通しがたたない場合</u>において、全銀協 T I B O R の<u>指標性</u>が失われる可能性があるとして判断したときは、全銀協 T I B O R の定義、算出方法等の変更を検討する。</p> <p>(1) 本邦無担保コール市場もしくは本邦<u>オフショア</u>市場において、全銀協 T I B O R の定義や算出方法等の変更を要するような構造的な変化があった場合</p> <p>(2) 全銀協 T I B O R によって計測される価値が一般に使用されなくなったか、機能していないために、信頼性のある指標としての基礎としての役割を果たさなくなったと考えられる場合</p> <p>2 前項にかかわらず、運営機関は、利用者のニーズの変化や、市場の実態を踏まえて、運営機関が必要と判断した場合には、随時、全銀協 T I B O R の定義、算出方法等の変更を検討する。</p> <p>3 運営機関は、前 2 項にもとづき、全銀協 T I B O R の定義または算出方法を検討する場合には、運営委員会で変更内容を検討のうえ、理事会でその実施を決定する。理事会への付議に当たっては、監視委員会にも報告され、監視委員会の確認を受けるものとする。また、必要に応じて監視委員会は理事会決定の内容を再度確認することができる。この検討および決定に際しては、変更に伴う、金融経済の安定に与える影響、参照する契約の範囲やそれに対する影響の程度も考慮したうえで、全銀協 T I B O R の決定の健全性を継続的に確保する目的を最大限考慮するものとする。なお、本項による検討の結果、変更によらず、全銀協 T I B O R の<u>恒久的な公表停止等</u>を検討する必要があると判断される場合には、第 51 条にもとづく、公表停止等の検討を行うものとするが、本条にもとづく定義、算出方法の変更の検討と、第 51 条にもとづく公表停止等の検討を同時に実施することを妨げるものではない。</p> <p>4 運営機関は、前 3 項により検討される変更が重要な変更 (当該変更により、変更前の全銀協 T I B O R との同質性が著しく変容する、あるいは、全銀協 T I B O R のレートの水準に著しく影響を及ぼすことが合理的に見込まれる変更をいう。) に当たると判断される場合には、パブリック・コメント等の実</p>	<p>(全銀協 T I B O R の定義、算出方法等の変更)</p> <p>第 49 条 運営機関は、次に掲げるいずれかの状態が一定程度の期間にわたり継続し、また、それが<u>早期に改善する見通しがたたない場合</u>において、全銀協 T I B O R の<u>指標としての代表性</u>が失われる可能性があるとして判断したときは、全銀協 T I B O R の定義、算出方法等の変更を検討する</p> <p>(1) 本邦無担保コール市場もしくは本邦<u>オフショア</u>市場において、全銀協 T I B O R の定義や算出方法等の変更を要するような構造的な変化があった場合</p> <p>(2) 全銀協 T I B O R によって計測される価値が一般に使用されなくなったか、機能していないために、信頼性のある指標としての基礎としての役割を果たさなくなったと考えられる場合</p> <p>2 前項にかかわらず、運営機関は、利用者のニーズの変化や、市場の実態を踏まえて、運営機関が必要と判断した場合には、随時、全銀協 T I B O R の定義、算出方法等の変更を検討する。</p> <p>3 運営機関は、前 2 項にもとづき、全銀協 T I B O R の定義または算出方法を検討する場合には、運営委員会で変更内容を検討のうえ、理事会でその実施を決定する。理事会への付議に当たっては、監視委員会にも報告され、監視委員会の確認を受けるものとする。また、必要に応じて監視委員会は理事会決定の内容を再度確認することができる。この検討および決定に際しては、変更に伴う、金融経済の安定に与える影響、参照する契約の範囲やそれに対する影響の程度も考慮したうえで、全銀協 T I B O R の決定の健全性を継続的に確保する目的を最大限考慮するものとする。なお、本項による検討の結果、変更によらず、全銀協 T I B O R の<u>継続的な公表停止等</u>を検討する必要があると判断される場合には、第 51 条にもとづく、公表停止等の検討を行うものとするが、本条にもとづく定義、算出方法の変更の検討と、第 51 条にもとづく公表停止等の検討を同時に実施することを妨げるものではない。</p> <p>4 運営機関は、前 3 項により検討される変更が重要な変更 (当該変更により、変更前の全銀協 T I B O R との同質性が著しく変容する、あるいは、全銀協 T I B O R のレートの水準に著しく影響を及ぼすことが合理的に見込まれる変更をいう。) に当たると判断される場合には、パブリック・コメント等の実</p>

全銀協 TIBOR 業務規程 新旧対照表

新	旧
<p>施や、必要に応じた利害関係者との協議を行う。</p> <p>5 前項にかかわらず、第3項の検討および決定に際し、変更内容が、重要な変更と相当すると判断される場合には、運営機関は、前項に規定するパブリック・コメント等の実施や、必要に応じた利害関係者との協議を行うことができる。</p> <p>6 運営機関は、前2項におけるパブリック・コメントの実施に際しては、利用者等の関係者が十分検討できるよう、十分な意見募集期間を設定するとともに、運営機関による当該変更の影響分析等を適宜付すよう考慮するものとする。</p> <p>7 運営機関は、本条により全銀協 TIBOR の定義、算出方法等の変更を行う場合には、その実施の3か月以上前に、具体的な変更内容、変更理由、前項におけるパブリック・コメントにより利害関係者から寄せられたコメントおよびそれを踏まえたコメント提出者等との協議の内容（ただし、コメント者が非開示とすることを要望した場合を除く。）および実施日を公表する。</p>	<p>施や、必要に応じた利害関係者との協議を行う。</p> <p>5 前項にかかわらず、第3項の検討および決定に際し、変更内容が、重要な変更と相当すると判断される場合には、運営機関は、前項に規定するパブリック・コメント等の実施や、必要に応じた利害関係者との協議を行うことができる。</p> <p>6 運営機関は、前2項におけるパブリック・コメントの実施に際しては、利用者等の関係者が十分検討できるよう、十分な意見募集期間を設定するとともに、運営機関による当該変更の影響分析等を適宜付すよう考慮するものとする。</p> <p>7 運営機関は、本条により全銀協 TIBOR の定義、算出方法等の変更を行う場合には、その実施の3か月以上前に、具体的な変更内容、変更理由、前項におけるパブリック・コメントにより利害関係者から寄せられたコメントおよびそれを踏まえたコメント提出者等との協議の内容（ただし、コメント者が非開示とすることを要望した場合を除く。）および実施日を公表する。</p>
<p>(全銀協 TIBOR の一時的な公表停止)</p> <p>第50条 運営機関は、広域大災害発生等により、やむを得ず全銀協 TIBOR の公表を一時的に停止せざるを得ないと判断した場合には、関係当局と協議のうえで、第46条に規定するコンティンジェンシー・プランにもとづき、運営機関の理事長の決定により、<u>当日の全銀協 TIBOR の公表を停止することができる。</u>この場合には、<u>前営業日の公表レートを当日の全銀協 TIBOR として公表する。</u>また、理事長が事故等のためその職務を行えない場合には、次に掲げる者が、当該順位で理事長の職務を代行するものとする。</p> <p>(1) 副理事長 (2) 運営委員会の委員長 (3) 理事会が事前に指定した者</p> <p>2 運営機関は、前項による<u>一時的な公表停止</u>を決定した場合には、速やかに公表し、監視委員会に報告する。</p>	<p>(一時的な公表停止)</p> <p>第50条 運営機関は、広域大災害発生等により、やむを得ず全銀協 TIBOR の公表を一時的に停止せざるを得ないと判断される場合には、関係当局と協議のうえで、第46条に規定するコンティンジェンシー・プランにもとづき、運営機関の理事長の決定により、<u>全銀協 TIBOR の公表を一時的に停止することができる。</u>また、理事長が事故等のためその職務を行えない場合には、次に掲げる者が、当該順位で理事長の職務を代行するものとする。<u>なお、この場合には、前営業日の公表レートを当日の全銀協 TIBOR とする。</u></p> <p>(1) 副理事長 (2) 運営委員会の委員長 (3) 理事会が事前に指定した者</p> <p>2 運営機関は、前項による公表停止を決定した場合には、速やかに公表し、監視委員会に報告する。</p>
<p>(全銀協 TIBOR の恒久的な公表停止等)</p> <p>第51条 運営機関は、次に掲げるいずれか<u>または複数の状態が長期にわたり継続するおそれがあり、かつ、今後も改善する見通しがたたない場合において、全銀協 TIBOR の指標性が失われる可能性が高いと判断したときは、全銀協 TIBOR の恒久的な公表停止等</u>を検討する。</p> <p>(1) 本邦無担保コール市場もしくは本邦オフショア市場の構造変化等の事由により、市場参加者や関係当局により、同市場が活動的な市場であるとの認知が薄れ、<u>全銀協 TIBOR の評価対象市場とすることについて疑義が呈されていると考えられる場合</u></p> <p>(2) 全銀協 TIBOR を公表することが、法令等に抵触する場合</p> <p>(3) 全銀協 TIBOR の利用者の公表に対するニーズが顕著に低下し、公表を停止等した場合であっても、金融・経済に与える影響が限定的と考えられる場合</p> <p>(4) 第49条第1項にもとづき、全銀協 TIBOR の定義、算出方法等の変更の検討を行ったが、変更は困難であると認められた場合</p> <p>2 運営機関は、前項にもとづき全銀協 TIBOR の恒久的な公表停止等を検討する場合には、運営委員会で検討のうえ、理事会でその実施を決定する。なお、理事会への付議に当たっては監視委員会にも報告されるものとする。この検討および決定に際しては、<u>全銀協 TIBOR の恒久的な公表停止等に伴う金融経済の安定に与える影響、参照する契約の範囲やそれに対する影響の程度も考慮したうえで、全銀協 TIBOR の決定の健全性を継続的に確保する目的を最大限考慮するものとする。</u></p> <p>3 前2項の検討に際しては、パブリック・コメント等を実施し、利用者を含めた市場参加者の意見を聴取する。また、関係当局と必要に応じた協議を行う。</p> <p>4 前項におけるパブリック・コメントの実施に際しては、利用者等の関係者が十分検討できるよう、十分な意見募集期間を設定するとともに、運営機関による当該変更の影響分析等を適宜付すよう考慮するものとする。</p> <p>5 運営機関は、本条により全銀協 TIBOR の恒久的な公表停止等を行う場合には、その実施の6か月以上前に、公表停止等の時期、その理由、前項におけるパブリック・コメントにより利害関係者から寄せられたコメントおよびそれを踏まえたコメント提出者等との協議の内容（ただし、コメント者が非開示とすることを要望した場合を除く。）について公表する。</p>	<p>(全銀協 TIBOR の継続的な公表停止等)</p> <p>第51条 運営機関は、次に掲げるいずれかの状態が長期にわたり継続し、<u>また、それが改善する見通しがたたない場合において、全銀協 TIBOR の指標としての代表性が失われていると判断される</u>ときは、<u>全銀協 TIBOR の公表の継続的な停止等</u>を検討する。</p> <p>(1) 本邦無担保コール市場もしくは本邦オフショア市場の構造変化等の事由により、市場参加者や関係当局により、同市場が活動的な市場であるとの認知が薄れ、<u>かつ、市場としての存続の必要性について疑義が呈される場合</u></p> <p>(2) 全銀協 TIBOR を公表することが、法令等に抵触する場合</p> <p>(3) 全銀協 TIBOR の利用者の公表に対するニーズが顕著に低下し、公表を停止等した場合であっても、金融・経済に与える影響が限定的と考えられる場合</p> <p>(4) 第49条にもとづき、全銀協 TIBOR の定義、算出方法等の変更の検討を行ったが、変更は困難であると認められ、<u>同条第1項の状態が継続している場合</u></p> <p>2 運営機関は、前項にもとづき全銀協 TIBOR の継続的な公表停止等を検討する場合には、運営委員会で検討のうえ、理事会でその実施を決定する。なお、理事会への付議に当たっては監視委員会にも報告されるものとする。この検討および決定に際しては、<u>全銀協 TIBOR の継続的な公表停止等に伴う金融経済の安定に与える影響、参照する契約の範囲やそれに対する影響の程度も考慮したうえで、全銀協 TIBOR の決定の健全性を継続的に確保する目的を最大限考慮するものとする。</u></p> <p>3 前2項の検討に際しては、パブリック・コメント等を実施し、利用者を含めた市場参加者の意見を聴取する。また、関係当局と必要に応じた協議を行う。</p> <p>4 前項におけるパブリック・コメントの実施に際しては、利用者等の関係者が十分検討できるよう、十分な意見募集期間を設定するとともに、運営機関による当該変更の影響分析等を適宜付すよう考慮するものとする。</p> <p>5 運営機関は、本条により全銀協 TIBOR の継続的な公表停止等を行う場合には、その実施の6か月以上前に、公表停止等の時期、その理由、前項におけるパブリック・コメントにより利害関係者から寄せられたコメントおよびそれを踏まえたコメント提出者等との協議の内容（ただし、コメント者が非開示とすることを要望した場合を除く。）について公表する。</p>

全銀協 TIBOR 業務規程 新旧対照表

新	旧
<p>1. 改正規定の実施日</p> <p>平成 27 年 3 月 2 日の改正規定 平成 27 年 4 月 1 日（リファレンス・バンクの選定に当たり、法域の違いから生じ得る問題についても考慮することを明記、事務代行会社の見直し期間を 5 年に改定）</p> <p>平成 27 年 11 月 26 日の改正規定 平成 27 年 11 月 26 日（金融商品取引法第 156 条の 87 第 1 項にもとづく特定金融指標算出業務に関する業務規程の認可取得等のために改正）</p> <p>平成 29 年 2 月 20 日の改正規定 平成 29 年 7 月 24 日（公表時間および公表テナーの変更等のために改正）</p> <p>令和 3 年 3 月 22 日の改正規定 令和 3 年 3 月 22 日（ヘルプライン窓口から内部通報窓口への名称変更に伴う改正）</p> <p><u>2023 年 4 月 1 日の改正規定</u> <u>2023 年 4 月 1 日（全銀協 TIBOR のフォールバックに係る論点に関する市中協議結果等を踏まえた改正）</u></p>	<p>1. 改正規定の実施日</p> <p>平成 27 年 3 月 2 日の改正規定 平成 27 年 4 月 1 日（リファレンス・バンクの選定に当たり、法域の違いから生じ得る問題についても考慮することを明記、事務代行会社の見直し期間を 5 年に改定）</p> <p>平成 27 年 11 月 26 日の改正規定 平成 27 年 11 月 26 日（金融商品取引法第 156 条の 87 第 1 項にもとづく特定金融指標算出業務に関する業務規程の認可取得等のために改正）</p> <p>平成 29 年 2 月 20 日の改正規定 平成 29 年 7 月 24 日（公表時間および公表テナーの変更等のために改正）</p> <p>令和 3 年 3 月 22 日の改正規定 令和 3 年 3 月 22 日（ヘルプライン窓口から内部通報窓口への名称変更に伴う改正）</p>
<p>2. 改正年月日および改正条項</p> <p>平成 27 年 3 月 2 日 第 35 条 3 項、第 43 条 3 項</p> <p>平成 27 年 11 月 26 日 第 1 条、第 4 条（3）～（8）、第 7 条 1 項（3）・4 項、第 8 条 1 項～3 項、第 9 条 2 項、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条 3 項（削除）、第 16 条 1 項、第 17 条、第 18 条 1 項、第 19 条 2 項、第 21 条 2 項（1）・3 項・4 項、第 24 条 4 項・6 項、第 25 条 1 項、第 26 条、第 27 条、第 28 条 2 項、第 29 条、第 30 条 3 項、第 31 条 1 項、第 33 条、第 34 条 2 項、第 35 条 1 項～3 項、第 36 条、第 37 条、第 41 条 1 項・3 項、第 42 条 1 項、第 43 条、第 44 条 2 項・3 項、第 45 条 1 項、第 46 条、第 47 条 1 項・2 項・4 項・5 項、第 48 条、第 49 条 1 項～4 項・6 項、第 50 条、第 51 条 1 項～3 項・5 項、第 53 条 2 項</p> <p>平成 29 年 2 月 20 日 第 4 条（1）（2）、第 14 条、第 16 条 3 項、第 17 条</p> <p>令和 3 年 3 月 22 日 第 25 条</p> <p><u>2023 年 4 月 1 日</u> <u>第 2 条 1 項、第 4 条（1）・（2）・（8）、第 16 条 1 項・4 項、第 19 条 2 項、第 27 条第 1 項（1）・（2）・2 項、第 46 条 1 項、第 48 条 1 項（1）・（2）、第 49 条 1 項・3 項、第 50 条 1 項・2 項、第 51 条 1 項（1）・（4）・2 項・5 項</u></p>	<p>2. 改正年月日および改正条項</p> <p>平成 27 年 3 月 2 日 第 35 条 3 項、第 43 条 3 項</p> <p>平成 27 年 11 月 26 日 第 1 条、第 4 条（3）～（8）、第 7 条 1 項（3）・4 項、第 8 条 1 項～3 項、第 9 条 2 項、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条 3 項（削除）、第 16 条 1 項、第 17 条、第 18 条 1 項、第 19 条 2 項、第 21 条 2 項（1）・3 項・4 項、第 24 条 4 項・6 項、第 25 条 1 項、第 26 条、第 27 条、第 28 条 2 項、第 29 条、第 30 条 3 項、第 31 条 1 項、第 33 条、第 34 条 2 項、第 35 条 1 項～3 項、第 36 条、第 37 条、第 41 条 1 項・3 項、第 42 条 1 項、第 43 条、第 44 条 2 項・3 項、第 45 条 1 項、第 46 条、第 47 条 1 項・2 項・4 項・5 項、第 48 条、第 49 条 1 項～4 項・6 項、第 50 条、第 51 条 1 項～3 項・5 項、第 53 条 2 項</p> <p>平成 29 年 2 月 20 日 第 4 条（1）（2）、第 14 条、第 16 条 3 項、第 17 条</p> <p>令和 3 年 3 月 22 日 第 25 条</p>

以 上